

建管第323号
令和2年（2020年）6月5日

北海道行政書士会
会長 宮元 仁 様

北海道建設部長

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて

日頃から、本道の建設行政の適正かつ円滑な執行に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症に強い北海道の構築に向け、「北海道スタイル」の実践や、業種別ガイドラインの遵守などに取り組んでいただいていることに、感謝申し上げます。

さて、この度、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営事項審査の受審に関し、特例的な措置を講じる旨の通知があったことから、道では、別紙のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、貴団体の会員に対し、別紙の対応について周知いただきますよう御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

○道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

（建設政策局建設管理課建設業係）

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者については、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営事項審査の受審について、特例的に下記のとおり取り扱うこととします。

ご不明な点は、主たる営業所の所在地を管轄する総合振興局又は振興局建設指導課（以下「総合振興局等」という。）にお問い合わせください。

～新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者～

新型コロナウイルス感染症に感染した者がいることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた者であることをいいます。

特例 1 建設業の許可の更新の申請に係る取扱いについて

○概要

・建設業法第3条第3項の建設業の許可の更新について、当面の間、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、申請に必要な書類の一部が不足している場合であっても、申請を受領します。

○手続き

- ①本特例を活用する場合は、事前に主たる営業所の所在地を管轄する総合振興局等に電話等により、不足する書類がいつ頃に提出できるかなどを連絡してください。
- ②申請を提出する際は、不足する書類を明確にし、提出を誓約する旨の書面を提出してください。（様式1）誓約書
- ③総合振興局等では、申請者に対し、副本に代えて受領書を交付します。
- ④期間内に不足する書類の提出がされない場合は、建設業の許可の更新は認められませんのでご注意ください。

特例 2 変更届等の提出期限について

○概要

・建設業法第11条第2項において、建設業者は、毎事業年度経過後四月以内に、前事業年度の貸借対照表や損益計算書等を提出しなければならないこととされていますが、当面の間、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、法第11条第2項に規定する書類に関して、書類の内容を確定させる手続き（株主総会の承認など）等が終了していないものであっても提出を認めます。

○手続き

- ①本特例を活用する場合は、事前に主たる営業所の所在地を管轄する総合振興局等に電話等により、不足する書類がいつ頃に提出できるかなどを連絡してください。
- ②届出を提出する際は、内容を確定できない書類を明確にし、事後に届出することを誓約する旨の書面を提出してください。（様式2）誓約書

特例3 経営事項審査の受審の特例について

○概要

・公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査（以下「経審」という。）を受けていなければならないと規定されていますが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、**令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経審を受けていれば足りること**とされました。【建設業法施行規則の一部改正】

・本改正による特例期間が終了する令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経審を受けていなければならないこととなるため、**本特例に該当する建設業者においても余裕をもって経審を受審する必要があります。**

・なお、令和3年1月31日までの間であっても、直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経審を受審することは可能です。

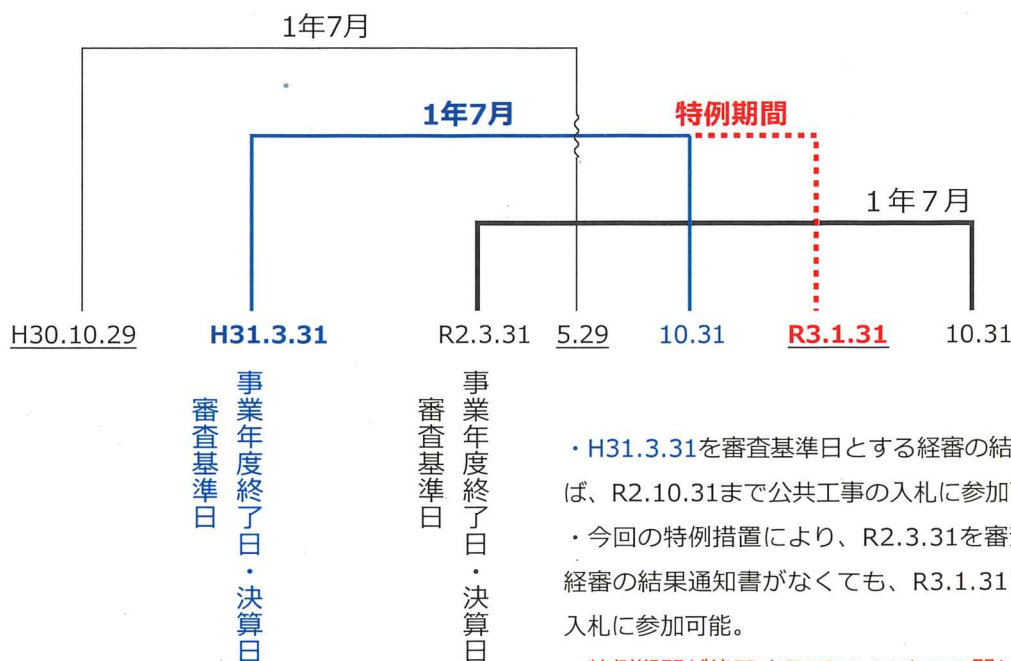
○手続き

・特例措置により公共工事の入札に参加される場合の手続き等については、各発注機関にご確認ください。

・特例措置のイメージは次のとおりですが、**今後も引き続き、公共工事の入札に参加される場合は、特例期間が終了する令和3年1月31日までに経審の結果通知書が手元に届くよう、余裕を持った手続きをお願いします。**

・なお、令和2年12月から令和3年1月の間は、申請が混み合うことが予想されますので、準備が整い次第、早期に受審することをお勧めします。

○イメージ（3月決算の場合）



・ H31.3.31を審査基準日とする経審の結果通知書があれば、R2.10.31まで公共工事の入札に参加可能。

・ 今回の特例措置により、R2.3.31を審査基準日とする経審の結果通知書がなくても、R3.1.31まで公共工事の入札に参加可能。

・ **特例期間が終了するR3.1.31までの間に、R元年度決算を踏まえた経審を受審し、経審の結果通知書がなければ、R3.2.1以降は、「経審切れ」となり、発注者と請負契約を締結することができなくなります。**

【様式1】新型コロナウイルス感染症関連

誓 約 書

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響を受けたため、建設業法第3条第3項に規定する建設業の許可の更新に必要な書類の一部を提出できません。

今回提出できなかった書類については、令和 年 月 日までに、許可を担当する（総合）振興局建設指導課に提出することを誓約します。

○提出できなかった書類

令和 年 月 日

申請者

印

北海道知事 鈴木 直道 様

【様式2】新型コロナウイルス感染症関連

誓 約 書

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響を受けたため、建設業法第11条第2項に規定する毎事業年度経過後、四月以内に提出しなければならない書類について、内容を確定させる手続き等が終了していないことから、必要な書類の一部を提出することができません。

今回、内容を確定できなかった書類については、令和 年 月 日までに、届出を担当する（総合）振興局建設指導課に提出することを誓約します。

○確定できなかった書類 ※□にチェックを入れてください。

- ☐ 工事経歴書（様式第二号）
- ☐ 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）
- ☐ 貸借対照表（法人：様式第十五号 個人：様式第十八号）
- ☐ 損益計算書（法人：様式第十六号 個人：様式第十九号）
- ☐ 株主資本等変動計算書（法人：様式第十七号）
- ☐ 注記表（法人：様式第十七号の二）
- ☐ 事業報告書（任意様式）
- ☐ 附属明細書（様式第十七条の三）
- ☐ 事業税の納税証明書
- ☐ その他（ ）

令和 年 月 日

届出者

印

北海道知事 鈴木 直道 様